

## 景観形成状況説明書

エリア	市街地保全エリア	行為	工作物
-----	----------	----	-----

## ■実施基準

種別		該当	景観形成基準の内容	色彩
色彩	外壁 基調色		10R～5Yの色相 明度8以上の場合、彩度2以下 明度8未満の場合、彩度4以下	
			その他の色相 明度に関係なく彩度1以下 (無彩色含む)	

## ■配慮基準

種別		該当	景観形成基準の内容	配慮した内容
形態意匠	配置 及び 形状		周囲の景観と調和するよう工作物の配置及び形状に関して工夫を行うこと。	
			既存の樹木・地形その他景観的特長を活かした配置にする。	
			眺望点から稜線など眺望要素への眺望に配慮した配置及び形状とする。	
			工作物の規模が大きく、巨大な壁面を生じる場合には、適度な分節、分棟を行うなどにより、景観に与える威圧感を軽減する。	
	素材 意匠 色彩		地域の景観に調和し、地域の景観の特長の増進に資する素材・色彩・意匠を用いる。	
			地域の景観及び既存のまちなみに配慮した色彩とし、突出した印象の色彩や不調和な色彩を避ける。	
			太陽電池モジュールは、その反射光が周辺環境に重大な影響を及ぼすことがないように配慮する。	
	外構 設備		地域の景観との調和に配慮し、必要な緑化を行う。	
			柵・塀などを設ける場合には、地域の景観に不調和なものでないものであると同時に、素材・色彩などに関し工夫を行うこと。	

## ■努力基準

種別		実施の有無	景観形成基準の内容	配慮した内容
形態意匠	配置 及び 形状		電波塔等を設置する場合には、建築物を利用するなどの工夫することに努める。	
			煙突・送電鉄塔等の工作物は、色彩や形状に配慮し、周囲の自然環境と調和したものとするよう努める。	
	高さの 制限		電波塔、記念塔、給水層、製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等は15m以下とするように努める。 ※色彩や形状に配慮した場合や周囲を植栽で囲むなどの配慮を行った場合はこの限りでない。	